

しずおか食の安全推進委員会資料

日時：平成16年3月2日（火）16:30～
場所：県庁別館9階 第2特別会議室

目 次

【農業水産部資料】

| | |
|---------------------------|---|
| 1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況 | 1 |
| 2 本県のこれまでの対応 | 3 |
| 3 今後の対応 | 4 |

【健康福祉部資料】

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 高病原性鳥インフルエンザに係る健康福祉部の対応 | 5 |
| 2 高病原性鳥インフルエンザ対策に関するQ&A | 7 |

(参 考)

| | |
|---------------------------|----|
| ・ 関係新聞記事 | 10 |
| ・ しずおか食の安全推進委員会設置要綱 | 15 |

(別添資料)

【別添1】 静岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル概要

【別添2】 高病原性鳥インフルエンザ (パンフレット)

【別添3】 愛玩鳥を飼育されている皆様へ

【別添4】 「高病原性鳥インフルエンザ」について (通知)
(平成16年2月18日付教義第823号)

高病原性鳥インフルエンザの発生状況

概要

平成 16 年 1 月 12 日、わが国では 79 年ぶりに山口県の採卵養鶏場（約 3.5 万羽）において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生があった。その後、2 月 17 日に大分県の愛玩用チャボ等 14 羽に、2 月 27 日に京都府の採卵養鶏場（約 20 万羽）に発生があった。また、東南アジアでは、昨年 12 月、韓国の発生に続き、ベトナム、台湾、タイ、中国等の 11 か国において本病の発生が確認され、鶏肉及び鶏肉加工品等の輸入停止措置が執られた。

わが国での発生

1 山口県の発生例

(1) 発生農場：山口県阿武郡阿東町、採卵鶏 34,640 羽飼養

(2) 経過と防疫対応状況

| 年月日 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| 1 月 9 日 | 家畜保健衛生所が病性鑑定実施 |
| 10 日 | 初動防疫措置を実施（立入制限、出荷の自粛、鶏舎消毒） |
| 12 日 | 発生を公表、半径 30 k m 以内における鶏や卵等の移動を禁止 |
| 13 日 | 分離インフルエンザウイルスの亜型を韓国と同じ H 5 : N 1 と確認 |
| 13~21 日 | 農場の鶏の殺処分、埋却、消毒作業が行われ、21 日に防疫措置を完了 |
| 2 月 19 日 | 移動制限解除 |

(3) 発生による課題

移動制限区域内（防疫措置完了後 28 日間以上）では、30 戸の養鶏農家で 110 万羽の鶏が飼育され、毎日約 90 万個の鶏卵が生産されている。移動制限に係る損失については国及び山口県が支援することになっている。

2 大分県の発生例

(1) 発生農場：大分県玖珠郡九重町、愛玩鶏 14 羽

(2) 経過と防疫対応状況

| 年月日 | 内 容 |
|----------|----------------------------------|
| 2 月 14 日 | 家畜保健衛生所が病性鑑定実施 |
| 16 日 | 初動防疫措置を実施（立入制限、出荷の自粛、鶏舎消毒） |
| 17 日 | 発生を公表、半径 30 k m 以内における鶏や卵等の移動を禁止 |
| 17~19 日 | 防疫処置 |
| 23 日 | 分離ウイルスが山口県の株と同一と確認 |
| 23 日 | 清浄性を確認後、制限範囲を 5 Km まで縮小を決定 |

(3) 発生による課題

- ・ 感染経路不明：山口県と同一株であるが、山口県との疫学的関連性がない。
- ・ 愛玩鶏の防疫対策：一般市民が飼育している愛玩鶏の把握が困難。

3 京都府の発生例

(1) 発生場所：京都府船井郡丹波町 採卵鶏約 20 万羽飼養（本社：兵庫県計 170 万羽）

(2) 経過と防疫対応状況

| 年月日 | 内 容 |
|--------|-------------------------------------|
| 2月 27日 | 家畜保健衛生所が立入検査、疑う事例として発表 |
| 27日 | 初動防疫措置を実施（立入制限、出荷の自粛、鶏舎消毒） |
| 29日 | 発生を発表（H5型）、半径 30 km以内における鶏や卵等の移動を禁止 |
| 29日～ | 農場の消毒、鶏の殺処分を開始 |

(3) 発生による課題

- ・家畜保健衛生所への通報なし：匿名電話で発覚
- ・感染鶏等の出荷：25、26日に鶏約1万羽を兵庫県及び愛知県の実鳥処理場に出荷していた。

諸外国での発生

1 東南アジア諸国における発生とその影響

東南アジアでは、昨年の香港、韓国の発生に続き、ベトナム、タイ、中国など 11 カ国で発生が確認された。日本政府は、これらの発生国からの鶏肉や加工品などの輸入を停止した。特に、タイ及び中国からの鶏肉の輸入量は全体の 58%、鶏肉加工品は 98%を占めており、国内鶏肉の需要、価格に対する影響が懸念される。

東南アジア諸国の発生状況

| 国 名 | 輸入停止月 日 | 発生状況 |
|--------|-------------|----------------------------|
| 香港 | H15. 2. 18 | 2001年から継続発生、H5N1 |
| 韓国 | H15. 12. 12 | 全土で発生、185万羽処分、H5N1 |
| ベトナム | H16. 1. 9 | 12人死亡、200万羽処分、H5N1 |
| 台湾 | 1. 15 | H5N2 |
| タイ | 1. 22 | 昨年からの発生の疑い、4人死亡、700万羽処分、H5 |
| インドネシア | 1. 25 | 昨年からの発生の疑い、470万羽処分 |
| カンボジア | 1. 25 | 詳細不明、H5N1 |
| ラオス | 1. 27 | 〃、H5 |
| パキスタン | 1. 27 | 〃、H7 |
| 中国 | 1. 27 | 全土に拡大、H5N1 |



◎鶏肉の輸入先(合計 49.5 万トン)

中国 24.5%、タイ 33.7%、ブラジル 30.9%、米国 10.0%、その他 0.3%

◎鶏肉加工品の輸入先 (合計 22.4 万トン)

中国 65.2%、タイ 32.7%、米国 1.4%、その他 0.7%

2 北米での発生状況

米国：2月初め、デラウェア他2州で低病原性鳥インフルエンザ(H7)が発生し、2月23日、テキサス州で20年ぶりに高病原性鳥インフルエンザ(H7N7)が発生した。輸入停止措置は、16年2月24日から実施。

カナダ：2月19日、低病原性鳥インフルエンザ(H7)が発生した。

本県のこれまでの対応

1 県内養鶏場の緊急立入検査

山口県の発生に伴い、緊急措置として、家畜伝染病予防法第 51 条に基づき、1 月 13～14 日の 2 日間に県内全養鶏場の立入検査を実施し、飼養鶏に異常のないこと及び山口県から導入がないことを確認した。

| 採卵鶏 | | 肉用鶏 | | 合計 | |
|-------|--------|------|--------|-------|--------|
| 戸数 | 羽数 | 戸数 | 羽数 | 戸数 | 羽数 |
| 169 戸 | 437 万羽 | 73 戸 | 162 万羽 | 242 戸 | 599 万羽 |

2 関係部局との情報の共有化と連携

- ・ 食鳥検査担当の食品衛生室に対し情報を提供し、対応を協議した。
- ・ 教育委員会等に対し、学校で飼育している鶏に異常があった場合は、家畜保健衛生所に連絡することを依頼した。

3 鳥インフルエンザ防疫対策会議の開催(1 月 27 日)

農業会館で県、市町村、農協、生産者団体等に対し情報提供し、対応を協議した。

4 防疫体制の強化

- (1) 巡回指導充実：巡回指導を積極的に実施するとともに、愛玩鶏の把握に努めている。
- (2) 病性鑑定強化：市販インフルエンザ A 型の判定キットを活用したスクリーニング検査により早期診断に努めている。
- (3) モニタリング検査拡大：対象農場数を増やし検査を行っている。(1 農場 → 3 農場)
- (4) 情報収集：モニター農家を設け地域の衛生情報の収集に努めている。

5 健康福祉部との連携

- (1) 本ウイルスは、ヒトに感染する可能性があることから、防疫対応にあたっては、健康福祉部疾病対策室と十分な連携の下で対応を進める。
- (2) 本県で本病の発生があった場合、鶏の殺処分に関与する者に対する抗インフルエンザ薬の確保について、疾病対策室と協議し、保健所に備蓄することとした。

6 マニュアル策定：国の防疫対応マニュアルに基づき、県版の防疫対策マニュアルを策定し、発生時の対応に備える (2 月 20 日)。

7 防疫技術研修会の開催 (2 月 24 日)

県内の家畜保健衛生所職員(家畜防疫員)を対象に、本病の診断技術の向上及び防疫体制の強化を目的に研修会を開催した。

8 愛玩鶏等への対応

- (1) 一般県民：県ホームページにより広報した。
- (2) 学校等：教育委員会等から通知し、衛生対策と届出の徹底をした。
- (3) ペットショップ：健康福祉センター衛生課が指導した。
- (4) 放置鶏：捨てられた鶏については、家畜保健衛生所、警察署及び健康福祉センターが連携して対応する。

9 西部地域の防疫対策会議の開催

日時：3 月 2 日 (火) 午後 2 時

場所：西部家畜保健衛生所浜松分室

参集：県、市町村、獣医師会、農協、経済連、養鶏関係団体など

今後の対応

- 1 静岡県防疫対策マニュアルの周知と対応の徹底 別添 1
 - (1) 生産者団体等への周知
 - (2) 健康福祉部との連携
 - (3) 警察本部への協力依頼

- 2 養鶏農家への周知徹底（2月27日～） 別添 2

異常鶏の発生通報等の周知徹底を目的に、パンフレットを用い県内の全養鶏場の立入を行う。

- 3 愛玩鶏飼養者への周知 別添 3

ホームページにより衛生対策及び異常鶏発見時の届出などについて、引き続き情報の提供を行っていく。

- 4 学校等の飼育鶏への対応 別添 4

教育委員会等を通じて、衛生対策及び異常鶏発見時の届出などについて、引き続き情報の提供を行っていく。

- 5 食鳥処理場の対応

(件名)

高病原性鳥インフルエンザに係る健康福祉部の対応

(食品衛生室)

1 健康福祉部の対応

(1) 県民からの問合せに対する対応

平成16年1月14日、厚生労働省の高病原性鳥インフルエンザに関するQ&Aを各保健所等に通知し、食の総合相談窓口において県民からの問合せに対して適切に対応するよう指示をした。

(2) 高病原性インフルエンザ検査体制の整備

食鳥処理場において、高病原性鳥インフルエンザを疑う鶏を発見した場合に備え、東西食肉衛生検査所に本年2月5日から酵素免疫測定法によるスクリーニングキットを配備した。また、本検査キットで陽性が確認された場合には、環境衛生科学研究所においてウイルス分離を行えるよう体制を整備した。

(3) ウイルス検査法研修会の開催

環境衛生科学研究所において食肉衛生検査所検査担当者を対象に、インフルエンザウイルスの検査法の研修会を2月25日(水)に開催した。

(4) 食鳥処理場における生鳥等の入荷状況調

本県での発生時等における対応を迅速に行うため、県内食鳥処理場における生鳥等の入荷状況調査の実施を3月1日に各食肉衛生検査所あて通知した。

(5) 京都府における発生養鶏場からの流通状況の確認

ア 生鳥の流通

当該農場からの生鳥は、兵庫県と愛知県の食鳥処理場に出荷されているのみで、本県への生鳥の出荷はない。

イ 食鳥肉の流通

京都府の農場から愛知県豊橋市の食鳥処理場に生鳥が搬入されていたことから、豊橋市保健所に3月1日午後8:00に再度確認をしたところ、当該食鳥処理場において処理された食鳥肉はすべて冷凍保管されており、また、当該食鳥肉の本県内への出荷もなく、保管中の食鳥肉は今後、すべて廃棄される予定であるとのことであった。

ウ 鶏卵の流通

京都府の農場から神奈川県の商品工場に約9万3千個が出荷され、同工場においてすべて加熱してゆで卵に加工し、弁当用として約3万個が出荷され、残りの約6万3千個は出荷元の農場へ返品したことが3月1日に判明した。

このゆで卵の一部が本県内に出荷されたことが、3月2日に神奈川県へ問い合わせた結果判明したが、当該ゆで卵は、99℃で18分加熱され、WHOの基準を満たしており、喫食しても健康への影響はないことから、自主回収等の指導は行わない。

2 県内の食鳥処理場の状況

(1) 検査対象施設

年間30万羽以上の処理施設（県下6カ所）

（平成14年度）

| 処理場名 | | 許可年月日 | 検査羽数 | 開場日数 | 1日当りの 処理羽数 |
|------|--------------------------|------------|-----------|-------|---------------|
| 県 | (株)富士アサヒブロイラー (東部) | H4. 3. 24 | 2,154,242 | 279 | 7,721.3 |
| | おいしい鶏(株)遠州 工場 (西部) | H4. 3. 24 | 4,216,362 | 261 | 16,154.6 |
| | 静岡県成鶏加工協同 組合 (中東遠) | H8. 6. 10 | 1,850,963 | 245 | 7,555.0 |
| 中核市 | 協業組合静岡ブロイラーセンター (静岡市) | H4. 3. 31 | 1,289,679 | 259 | 4,979.5 |
| | (株)とり一番 (浜松市) | H5. 10. 21 | 258,408 | 255 | 1,013.4 |
| 計 | | | 9,769,654 | 1,299 | 7,520.9 |

(2) 認定小規模施設

年間30万羽以下の処理施設（県下48カ所）

（平成14年度）

| 区分 | 認定施設数 | | | 処 理 羽 数 | | | | |
|-----|----------|----------|----|---------------|---------------|------------|------------|---------|
| | 生鳥 処理 | と体 処理 | 計 | ブロイラー (生鳥) | ブロイラー (と体) | 成鶏 (生鳥) | 成鶏 (と体) | 合計 |
| 県 | 6 | 25 | 31 | 213,642 | 92,279 | 48,170 | 169,040 | 523,131 |
| 中核市 | 1 | 16 | 17 | 3,940 | 98,306 | 247,657 | 6,509 | 356,412 |
| 計 | 7 | 41 | 48 | 217,582 | 190,585 | 295,827 | 175,549 | 879,543 |